

香芝市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年2月24日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：企画部 ICT推進課>

- 1 監査実施年月日 令和4年10月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年1月5日
- 3 措置状況通知 令和5年2月16日香ICT第29号

番号	定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
1	<p>長期継続契約の契約期間については、香芝市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下「長契条例」という。）第3条の規定により、5年以内と定められ、同条ただし書きにより、市長が特別に理由があると認めるときに限り、契約期間が5年を超える契約を締結することができるようになっている。また、契約に係る経費については、地方自治法第234条の3の規定により、長期継続契約による場合でも、各年度においては、当該経費の予算の範囲内でその給付を受けなければならないとされている。</p> <p>今回の定期監査の対象となった長期継続契約の中に、契約期間が5年を超える契約があり、5年を超える理由は、委託業務の準備期間を加算した結果によるものであった。これについて、準備期間中においても、準備という契約上の役務の提供を受けるものであることから、それを加味して、長契条例に原則として定められている5年以内の契約期間を設定すべきであるとする。</p>	措置済	<p>今後、準備期間が必要となるものについて、その準備期間を含め長期継続契約の有効な契約期間として執り行う。</p> <p>また、導入経費と運用経費に分離が可能なものにおいて、導入経費と運用経費の支払いを分ける等により導入経費部分が、長期継続契約により最終年度まで支払い義務が及ばないようにする等を検討する。</p> <p>最後に、個々の事業特性、契約内容に鑑み、必要となる場合には債務負担行為等も考慮に、適切な契約締結の方法を選択する。</p>

	<p>その他、実質的に導入経費の支払いを長期継続契約の期間で均等に割り振って支払っているものがあり、そういった契約の場合は、導入経費部分の支払いが義務費として契約最終年度にまで及ぶことから、長期継続契約ではなく、債務負担行為による長期契約が望ましい。</p> <p>今後、長期で契約する場合には、契約期間や経費の支払い等の契約内容を判断材料として、債務負担行為による予算措置の必要性を考慮しつつ、適切な方法により契約を締結されたい。</p>		
2	<p>L GWAN等接続系環境整備業務委託について、当業務委託により、当初導入が予定されていたメールサーバを使用することが突如困難となったため、当委託契約業者に追加費用を支払う変更契約が行われ、別のメールサーバが導入されていた。</p> <p>当メールサーバが使用困難となった理由は、契約後に偶発的に起こった当メールサーバの突然の販売及びサポート中止であり、導入予定だったメールサーバを使用しないとすることは適切な判断であったと言えるが、こういったことが起こった場合に、システムの稼働が予定に間に合わないことや不利な価格で別の製品の購入を余儀なくされることもありうる。</p> <p>今後、同様の業務委託を実施するにあたっては、導入予定の製品のサポート期間の確認や導入予定の製品が入らないことも想定した上で仕様書等の作成を行い、リスクに対応した入札及び契約事務の実施に努められたい。</p>	措置済	<p>今後の調達において、やむを得ずシステムの指定をする必要がある場合においては、そのシステムの販売実績、会社の経営状況、サポート期間等を考慮し、できる限りリスクに対応できる調達の推進に努める。</p>